

# 役員等報酬規程

社会福祉法人新宿あした会

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人新宿あした会（以下「法人」という。）定款第8条、定款第22条に基づく評議員、役員その他、評議員選任・解任委員、苦情対応委員、第三者委員、事故発生防止委員（以下「委員」という。）の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）評議員とは、定款第5条に定める者をいう。
- （2）役員とは、定款第16条に定める理事・監事をいう。
- （3）委員とは、評議員選任・解任委員会運営規程第2条に定める評議員選任・解任委員、組織規程第12条に定める委員をいう。
- （4）報酬等とは、職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

## （報酬等の額）

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める範囲で、別表に基づき支給する。

- 2 別表で月額報酬となっている場合を除き、役員の報酬は原則日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表に基づき支給する。
- 3 委員の報酬は日額とし、評議員選任・解任委員会、第三者委員会等への出席の都度、別表に基づき支給する。
- 4 当法人の給与規程、及び就業規則（非常勤職員）に基づく給与の支給を受ける理事に対しては、本規程に基づく報酬は支給しない。

## （報酬支払方法）

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用の弁償）

第5条 当法人は、第2条の1、2、3による評議員、役員、委員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、原則実費とする。

3 費用弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。

平成30年 6月27日改定 但し、平成30年 7月 1日より適用

令和 7年 6月23日改定

【別表】下記金額は、所得税及び復興特別所得税を含む金額

| 役 職   | 報酬月額            | 年間総額              |
|-------|-----------------|-------------------|
| 理 事 長 | 50,000円         | 600,000円          |
| 役 職   | 報酬日額<br>(一人当たり) | 年間総額の範囲<br>(役職合計) |
| 評議員   | 5,568円          | 200,000円          |
| 理 事   | 5,568円          | 250,000円          |
| 監 事   | 5,568円          | 100,000円          |
| 委 員   | 5,568円          | 100,000円          |